

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月5日発行  
Vol.302

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

3/31

金

浪江町HP「つながろう なみえ」から

# 新しい浪江町をつくる スタートの日

3月31日(金) 午前0時、浪江町の一部で避難指示が解除されました。6年間に及ぶ全町強制避難が終了し、町の本当の復興がこれから始まります。



18ページをご覧ください。

## 目次

### ●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・鹿島の鶏足神社で酉年の祭礼「浜下り遷宮祭」 ----- 2
- ・国内初 運行管理システムを共用した複数事業者によるドローンの同時フライト ----- 3

### ●被災自治体News

南相馬市	-----	4
浪江町	-----	13
双葉町	-----	19
富岡町	-----	22

### ●三条市News

- ・三条市で不在者投票をする方へ  
郡山市長選挙  
郡山市議会議員補欠選挙  
浪江町議会議員一般選挙 ----- 25

### ●交流ルームひばり通信

- ・4月の「ひばり」 ----- 26



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.

3/25(土)

# 鹿島の鶏足神社で酉年の祭礼「浜下り遷宮祭」

ニワトリが雨を止めた伝説に由来する鹿島区北海老の「鶏足（けいそく）神社」で、12年に1度、酉年に行われる神事「浜下り（はまおり）遷宮祭」が行われ、地域の住民が復興・再生を願いました。

祭りでは、「お浜下り」として住民が大蛇神楽や万作おどり、子ども手踊りを奉納しながら、地域を約5km巡って、みこしに乗せたご神体を南海老の海岸の祭場地に移しました。祭場地では、海からくんだ潮水をご神体にささげる神事「御潮垢離（しおごり）」が行われ、神様を労いました。

潮風の吹く祭場地には、地元住民や津波で被災して住まいを移した方がたくさん集い、祭りを見守っていました。



© City of Minamisoma

3/16 木

# 国内初 運行管理システムを共用した 複数事業者によるドローンの同時フライト

日本無人機運行管理コンソーシアム（JUTM）の主催で、同じ空域で同時に複数のドローンを安全に飛行させるデモンストレーションが、小高区浦尻で行われました。同一の運行管理システムを利用し、複数の事業者が同時にドローンを操るのは国内初の試みです。工学・流通・航空業界などから約20社が参加し、フライトや測定を実演しました。

大規模災害の発生など3パターンで行われ、空域と電波をつかさどる運行管理システムを共用したドローンが、2～3機ずつ離着陸や飛行を繰り返しました。



© City of Minamisoma



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 (60分)

※パソコン視聴

番組内容[4/5～4/12]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 南相馬市立八沢小学校 卒業証書授与式 [10分]
3. 希望の灯り ～震災から6年目を迎えて～ [5分]
4. 福島県立テクノアカデミー浜 卒業証書授与式 [15分]
5. ～受賞報告会～ 第62回青少年読書感想文全国コンクール & 第49回手紙作文コンクール [5分]
6. 民俗芸能発表会 vol.1 ～下太田神楽保存会～ 神楽 [20分]
7. リクエストアワーのお知らせ [3分]





## 南相馬市からのお知らせ

### 南相馬市民の避難状況 ※南相馬市外に避難している人数

#### 【都道府県別】

平成29年3月30日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	3,236	群馬県	101	兵庫県	18	大分県	4	宮崎県	1
宮城県	1,236	北海道	51	愛知県	15	福岡県	3	和歌山県	-
茨城県	464	長野県	50	京都府	14	佐賀県	3	鳥取県	-
<b>新潟県</b>	<b>445</b>	山梨県	48	福井県	12	富山県	2	徳島県	-
東京都	442	秋田県	41	沖縄県	12	三重県	2	高知県	-
山形県	415	岩手県	36	岐阜県	9	山口県	2	熊本県	-
埼玉県	410	静岡県	32	滋賀県	9	香川県	2	鹿児島県	-
栃木県	308	石川県	28	岡山県	8	愛媛県	2	海外	9
千葉県	255	大阪府	21	長崎県	8	奈良県	1	<b>合計</b>	<b>8,023</b>
神奈川県	245	青森県	18	広島県	4	島根県	1		(3/23 8,191)

#### 【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	825	本宮市	30	大玉村	9	南会津町	3	合計	3,236
相馬市	755	喜多方市	25	田村市	8	檜葉町	3		
いわき市	498	会津坂下町	21	金山町	7	天栄村	2		
郡山市	385	鏡石町	15	棚倉町	7	泉崎村	2		
新地町	142	西郷村	15	会津美里町	6	鮫川村	2		
会津若松市	125	猪苗代町	14	矢吹町	6	浅川町	2		
二本松市	74	川俣町	13	古殿町	5	小野町	2		
須賀川市	73	桑折町	12	北塩原村	5	国見町	1		
伊達市	69	三春町	12	磐梯町	4	矢祭町	1		
白河市	42	西会津町	11	広野町	4	塙町	1		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	35,361人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,018人
	市内の仮設住宅	1,780人
	市内転居	7,031人
計		47,190人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	8,023人
	(うち福島県外)	(4,787人)
	計	8,023人
その他	死亡(震災以外の死亡含む)	5,455人
	転出	10,884人
	所在不明	9人
	計	16,348人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成29年 3月30日現在の 居住者数
小高区	12,842人	1,329人
鹿島区	11,603人	11,996人
原町区	47,116人	43,503人
計	71,561人	56,828人

(他市町村からの避難者 2,845人)

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

## 浪江町内の帰還困難区域の一部が通行できるようになりました

3月30日HP更新

中通り方面への通行路確保のため、浪江町内の帰還困難区域の一部が通行可能となりました。これにより、南相馬市民および南相馬市内で公益事業を行う事業者の通行は可能となります。ただし、自動二輪車、原動機付自転車、自転車など、および歩行者は通行できません。

## 通行開始日

4月1日

## 通行可能時間

午前6時～午後7時

※ 午後7時を最終入城時間とし合理的な時間内に遅滞なく退城とする。

## 通行ルート



※県道49号、県道50号、国道114号から外れた道路（ルート）は通行しないでください。

## 申請対象者

通行証の発行は、以下の対象に該当する場合となります。

## 1. 住民等

南相馬市民（※）が帰還（催事や墓参など）のためや通院、通勤などの目的で通行する場合  
（※）南相馬市に住民登録がある方（平成23年3月11日時点を含む）などを対象とします。

次ページへ続きます

## 2. インフラ復旧事業者等

南相馬市において、インフラ復旧事業者など(復旧・復興に資する事業に従事する者)が、通行する場合

## 3. 公的機関

南相馬市などの職員が公務目的で、通行する場合

### 申請・通行証の発行手続き

通行を希望する方は、「帰還困難区域の通行申請書(以下「申請書」という)を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、南相馬市危機管理課窓口で申請してください。

市が申請内容の審査を行い、危機管理課窓口で通行証などを交付します。通行証の申請にあたり、「申請のしおり」を十分に確認してから、申請書を提出してください。

通行証の発行には、手続きに期間を要します。

(申請窓口において申請が困難な方は、郵送でも申請が可能です。)

#### 【申請先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地  
南相馬市役所 復興企画部 危機管理課 (西庁舎2階)

受付時間 午前9時～午後5時

※土日、祝日、年末年始(12月29日～平成30年1月3日)を除く。

**TEL 0244-24-5232**

### 申請時に持参するもの(住民等の場合)

- 帰還困難区域の通行申請書(浪江町通行証用) ※危機管理課備付
- 通行車両の車検証の写し
- 運転免許証などの写し(運転免許証、健康保険証などの身分証明ができるもの)
- 印鑑(申請者印)

#### 【南相馬市に住民登録のない場合においても以下の方は通行できます】

##### ● 単身赴任者

南相馬市内での居住を証明できる書類の写し(アパートなどの契約書、光熱水費の請求書、公職者による証明書など)

##### ● 家財などの所有者

南相馬市内の家財などの所有を証明できる書類の写し(固定資産税・軽自動車税に関する課税決定通知書など)

### 通行証の有効期間と更新

(1) 通行証の有効期間は申請内容により最長6カ月となります。

更新の際には、有効期間が過ぎる前に10日程度の余裕をもって、更新手続きをしてください。場合によっては、更新が行われるまで通行が不可能となります。

なお、有効期間を過ぎた通行証は、使用することができませんので、お手数ですが申請者が処分してください。

次ページへ続きます 

### 通行ゲートで通行時に携行するもの

- (1) 帰還困難区域の浪江町通行証(南相馬市発行)
- (2) 帰還困難区域の通行申請書の写し
- (3) 本人であることを証明できる書類(運転免許証・健康保険証など)  
※同乗者も本人であることを証明できる書類の提示が必要となります。

※(1)～(3)を携行してない場合は通行できませんので、必ず携行するようご注意ください。

### その他の事項

#### (1) スクリーニング場

通行者は、指定のスクリーニング場を活用し、自らの責任において、適切に実施することができます。スクリーニング場の場所、開設時間等については、次の通りです。

スクリーニング場	所在地	受付時間	連絡先
津島活性化センター スクリーニング場	浪江町大字下津島字松木山22-1 (国道114号沿い)	午前9時 ～午後6時※	080-8014-0721
加倉スクリーニング場	浪江町大字加倉字加倉前20-1 (国道114号沿い)	午前9時 ～午後7時30分	080-6846-5967
高瀬スクリーニング場	浪江町大字高瀬字小高瀬迫183 (国道6号沿い)	午前9時 ～午後7時	080-8014-6897
中屋敷スクリーニング場(※)	大熊町大字野上字小塚地内 (国道288号)	午前9時 ～午後6時※	080-6849-4045
大川原スクリーニング場	大熊町大字大川原字西平591 (県道35号)	午前9時 ～午後6時	090-2557-7511
高津戸スクリーニング場	富岡町大字上手岡字高津戸地内 (県道36号)	午前9時 ～午後6時	080-6857-4114
毛萱・波倉スクリーニング場	富岡町大字毛萱字前川原232-16 (第二原発隣接駐車場)	午前9時 ～午後6時	0240-25-1466

※冬期期間(12月1日～3月31日)の受付時間は午前9時～午後5時となります。

#### (2) 線量計など

線量計などは、原則として通行者自らが準備するものとします。

#### (3) 交通事故などの場合

万が一、帰還困難区域において事故などがあつた場合は、警察へ通報(110番)してください。

※帰還困難区域内における事故などへの対応を行う警察署

双葉警察署浪江分庁舎 **TEL 0240-34-2141**

- (4) 不要不急の通行はお控えください。また、通行にあたっては、車外に出たり、駐停車を禁止します。速やかに通行ルートを通過してください。

問い合わせ

復興企画部 危機管理課

**TEL 0244-24-5232**

## 災害公営住宅 空き住戸募集のお知らせ

4月3日HP更新

市で整備した災害公営住宅に、東日本大震災の影響で家屋が全壊および半壊以上の判定を受け解体した方、さらに原子力災害により避難し家屋を解体した方を対象として、空き住戸への入居者を募集します。

## 募集住宅

《鹿島区》※西町団地1号棟202号室は、2・3階のマグネットタイプでの利用となります。

番号	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	駐車場
1	西町団地	1号棟202号室	4DK	3年	23,100円～61,200円	1,000円/月

## 《原町区》

番号	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額	駐車場
2	大町西団地	402号室	3DK	3年	21,900円～58,100円	1,000円/月
3	大町東団地	206号室	3DK	3年	18,100円～48,000円	1,000円/月

※ 家賃については東日本大震災特別家賃低減事業により減額される場合があります。

## 申込資格

震災時点(平成23年3月11日)で南相馬市内に住所を有し、次のいずれかを満たす方

- (1) 東日本大震災で住宅が全壊した方または住宅が半壊以上で家屋を解体もしくは解体が確実な方
- (2) 福島第一原子力発電所事故によって避難指示を受けた方で、家屋を解体もしくは解体が確実な方

※ ただし、以下の条件に当てはまる場合は申し込みできません。

- 税または公営住宅の家賃の滞納がある。
- 世帯員に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団員がいる。

応募多数の場合は公開抽選会で入居決定しますが、申込資格(1)の方を優先します。

## 入居日

5月1日(月)

## 申込期限

**4月14日(金)** ※郵送の場合は当日必着

## 申込方法

- 市役所各申込窓口へ、「災害公営住宅入居申込書」を提出してください。
- 申込書は、市役所各申込窓口で配布しています。また、市役所ホームページからもダウンロードできます。

次ページへ続きます 

## 添付書類

- 住民票(世帯全員が記載されているもの)
- 所得証明書(入居希望者全員分)
- 納税証明書(入居希望者全員分)※完納証明書でも可
- その他下記の書類
  - ・申込資格(1)の方:全壊の方より災証明書の写し、半壊以上の方より災証明書の写し、家屋の解体証明書または解体申出書の写し
  - ・申込資格(2)の方:家屋の解体証明書か解体申出書の写し

## 市役所各申込窓口

- ・南相馬市役所 建築住宅課
  - ・小高区役所 産業建設課
  - ・鹿島区役所 産業建設課
- } 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

## 【郵送先・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地  
南相馬市役所 建築住宅課 市営住宅係

TEL 0244-24-5253

## 【募集】4月分の市営住宅入居者を募集します

4月3日HP更新

市営住宅の入居者を募集します。  
入居資格や申し込み方法などについて詳細を確認の上、お申し込みください。  
申込者が重複した場合は、抽選会を開催し入居者を決定します。

## 3月公募期限

**4月14日(金)** ※土・日曜日、祝日を除く。

今月の抽選会は4月17日(月)です。

## 入居者を公募する市営住宅

## ● 優先世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	原町	三島町団地	2号棟102号室	3K	29年	16,800~33,100	あり

次ページへ続きます 

## ● 一般世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
2	原町	日の出町団地	30号室	3K	45年	8,300~12,500	なし
3	原町	北長野団地	1号棟103号室	2DK	23年	14,900~29,200	あり
4	原町	仲町団地	5号棟203号室	3K	41年	12,300~24,200	あり
5	原町	仲町団地	8号棟402号室	3K	39年	12,700~25,000	あり
6	小高	万ヶ迫団地	3-2号室	3DK	13年	17,500~34,400	あり

## 定住促進住宅

市では平成23年4月から定住促進住宅の管理を開始しました。

## ● 入居者を公募する定住促進住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	鹿島	定住促進住宅	1号棟205号室	3DK	24年	12,300~24,200	あり
2	鹿島	定住促進住宅	1号棟306号室	3DK	24年	12,300~24,200	あり
3	鹿島	定住促進住宅	1号棟505号室	3DK	24年	8,600~16,900	あり

## 問い合わせ

- ・入居相談や申し込みは、下記の問い合わせ先のどこでもできます。
- ・各住宅の内部などの詳細については、各区の管理担当にお問い合わせください。

## 問い合わせ

建設部 建築住宅課 市営住宅係 (原町区内市営住宅管理担当)

TEL 0244-24-5253

小高区役所 産業建設課 建設管理係 (小高区内市営住宅管理担当)

TEL 0244-44-6804

鹿島区役所 産業建設課 建設管理係 (鹿島区内市営住宅管理担当)

TEL 0244-46-2116

## 居住再開支援住宅清掃事業について

4月1日HP更新

原発事故に伴う避難により長期間にわたり管理ができず、汚損などの被害を受けた旧避難指示区域の住宅(※1)の清掃(※2)に要する経費に対し、18万円を上限として補助金を交付します。

※1 住宅とは、台所、便所、浴室および居室で構成されるものをいいます。

※2 住宅または設備の改修、修繕、補修は対象となりません。

### 対象

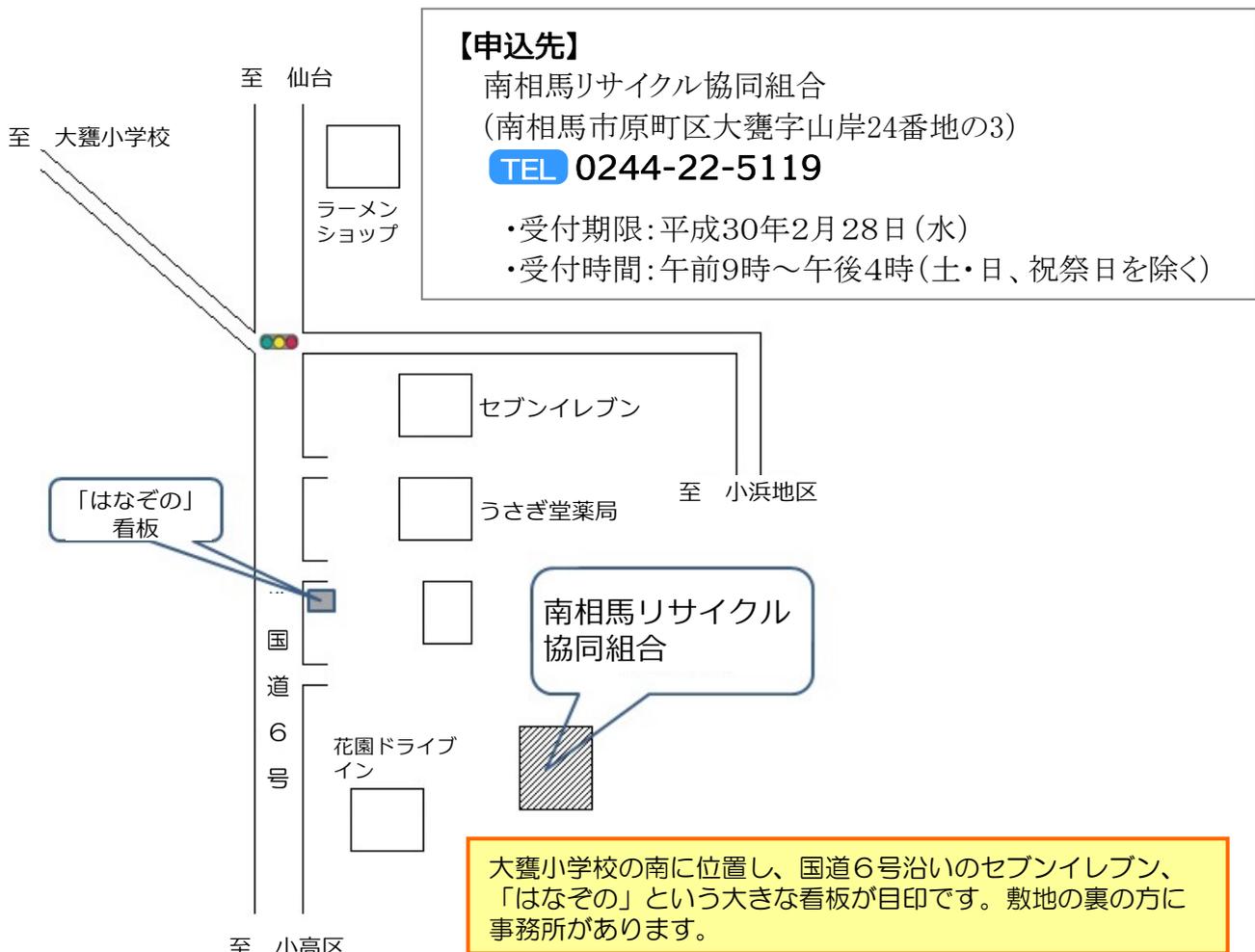
東日本大震災時に、旧避難指示区域内に居住していた方で、居住していた住宅を清掃し、再び居住しようとする方

※ 補助金の支給は1住宅に1回限りとします。

※ 平成27年度および平成28年度に清掃を実施した住宅は対象となりません。

### 申込先・受付期間

必要書類などを準備の上、事業者に申し込んでください。



次ページへ続きます 

## 申請の際に必要な書類

1. 補助金交付申請書
2. 委任状(市への補助金交付申請を業者に委任するために必要な書類)
3. 住宅の位置図(手書き可)
4. 住宅の平面図(清掃を行う部分の間取りや広さが分かるもの。手書き可)
5. 清掃前の写真(清掃業者が見積りの際に撮影します。)
6. 清掃業者との契約書または見積書の写し(申請書提出後に清掃業者が作成します。)
7. 印鑑(認め印も可)

※ 必要な書類は上記(1)～(7)ですが、まず、(7)印鑑を準備して南相馬リサイクル協同組合へご相談にお越してください。そこに、(1)申請書、(2)委任状、(4)平面図(間取り)記入様式、が備え付けてありますので、必要事項を記入して提出してください。

その後、清掃業者と現場立会いをしていただいて、清掃業者が(3)位置図、(5)清掃前の写真、(6)見積書を添えて書類一式を市役所へ提出する流れとなっています。

## 問い合わせ

生活環境課  
小高区市民福祉課  
鹿島区市民福祉課

TEL 0244-24-5231

TEL 0244-44-6713

TEL 0244-46-2124

## 原子力損害賠償が分かるリーフレットを作成しました

4月4日HP更新

原子力損害賠償のポイントをQ&Aで分かりやすくまとめたリーフレットを作成しました。

紙に印刷されたものは被災者支援・定住推進課と各区原子力損害対策室(地域振興課)で配布しています。

- 精神的損害賠償 Q&A
- 就労不能損害賠償 Q&A
- 生命身体損害賠償 Q&A
- 不動産賠償 Q&A
- 家財賠償 Q&A
- 住居確保損害賠償 Q&A

※市ホームページからダウンロードできます。



## 問い合わせ

被災者支援・定住推進課 原子力損害対策室

TEL 0244-24-5337



## 浪江町からのお知らせ

### 住宅清掃の費用に補助金を交付します

4月1日HP更新

町では、長期間にわたり管理ができず汚損などの被害を受けた町内(帰還困難区域を除く)の住宅の清掃に要する経費に対し、15万円を上限として補助金を交付します。

- ※ 公営住宅および民間などの賃貸を目的とする住宅、解体予定の住宅は除きます。
- ※ 住宅または設備の改修、修繕、補修などは対象となりません。

#### 対象

平成23年3月11日に浪江町の帰還困難区域を除く地域に居住していた方で、居住していた住宅を清掃し、再び居住しようとする方(すでに宿泊している方を含みます)。

- ※ 補助金の交付は1住宅につき1回限り、1世帯につき1回限りです。

#### 受付期限

平成30年1月31日(水)

- ※ 平成30年3月31日までに清掃を完了させていただきようお願いします。

#### 【申込先】

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

受付時間: 平日 午前8時30分～午後5時15分

- ※ 電話をいただいた際に清掃業者を紹介いたします。
- ※ 申請書などの書類の作成および提出や補助金の受領については、原則として清掃業者が代理で行います。

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

## 平成29年度浪江町ふるさと住宅移転補助金について

4月5日HP更新

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により避難していた浪江町民が、浪江町内の自宅などへ移転・帰還した場合に要した費用について、「浪江町ふるさと住宅移転補助金交付要綱」に基づき補助金を交付します。

## 対象

次の全ての要件を満たす世帯

1. 平成23年3月11日現在、浪江町に居住しており、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により避難した世帯
2. 平成30年3月31日までに浪江町内へ移転・帰還した世帯

## 事業の実施期限

平成30年3月31日

## 補助額

	複数世帯	単数世帯
県外からの移転	15万円	10万円
県内からの移転	10万円	8万円

## 申請方法

必要書類を申請受付窓口に提出してください。

※ 申請用紙は、窓口または郵送にて入手してください。

## 【必要書類】

- 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書(第1号様式)
- 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し

## 【申請受付窓口】

- 二本松事務所 生活支援課 住宅支援係
- 本庁 住宅水道課 住宅係
- 各出張所(福島・いわき・南相馬)

## 申請期限

次のいずれかが申請期限となります。

- 3月31日までに移転が完了した世帯…10月31日
- 4月1日以降に移転が完了した世帯…移転完了日から6カ月を経過した日の属する月の末日

問い合わせ

生活支援課 住宅支援係

TEL 0243-62-0194

## 浪江町内でデマンドタクシーの運行を開始します

4月1日HP更新

町内での公共交通手段を確保するため、町内に一時帰宅した際や町内で生活をしていく上で利用できる「デマンドタクシー運行事業」を開始します。



デマンドタクシー  
って何だろう？



デマンドタクシーとは、  
予約制の乗合いタクシー運  
行事業です。  
10人乗りのジャンボタク  
シー2台で運行し、  
ご自宅等から目的地までの  
送迎をいたします。  
**4月3日(月)**から運行  
を始めます。

## 対象者

浪江町に住民票がある方(利用時に身分証を確認させていただきます。)

## 運行時刻

午前9時～午後5時（日曜・祝日を除く）

予約の電話は午前9時～午後4時

※ 南相馬市への運行は1日2便で週3回運行します。

## 利用料金

運行開始後一定期間は料金免除措置とし、**無料**で利用できます。

## 運行範囲

## &lt;浪江町内&gt;

## 【送迎範囲】

浪江町内の自宅から、役場、診療所、  
仮設商業施設、浪江駅前まで

## 【運行日】

月、火、水、木、金、土(祝日除く)

## 【運行数】

随時

## &lt;南相馬市行き&gt;

## 【送迎範囲】

浪江町内の自宅から、南相馬市原町  
区内などのスーパー・医療施設まで

## 【運行日】

火、木、土(祝日除く)

## 【運行数】

1日2便

## 利用予約について

コールセンター(TEL 0240-35-4125)に電話して、目的地、自宅の住所、希望の日時などを伝えてください。

問い合わせ

企画財政課 企画調整係

0240-34-0240

## 浪江認定こども園（仮称）建設中 —平成30年4月開園—

4月1日HP更新

町は、帰町に向けて子どもたちが安心して遊び、学べる教育環境を整えるために、浪江東中学校校庭の南西角に「浪江認定こども園（仮称）」を整備しています。現在、基礎工事を行っており、平成29年7月末完成を予定しています。

- 名称 幼保連携型認定こども園 浪江認定こども園（仮称）
- 場所 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字来福寺西地内（浪江東中学校南西角）
- 建物 木造 平屋建
- 規模 延床面積 489平方メートル、敷地面積 3,032平方メートル
- 開園時期 平成30年4月予定（一時預かりを行う場合、平成29年11月頃予定）
- 定員 30人
- 募集開始時期 平成29年10月予定



問い合わせ

教育委員会事務局 子育て支援係

TEL 0240-34-0252

## 浪江町での小中学校再開・認定こども園開設と

## 子どもたちの通学・通園について

3月31日HP更新

2月27日、浪江町は政府から示された3月31日の避難指示の一部地区での解除を受け入れることを表明し、これを受けて国の決定がなされました。

浪江町教育委員会は、町の復興に向け、これまで学校再開の準備を進めていますが、このことに関して町民代表の方々からなる「浪江町 町立小・中学校に係る検討委員会」で検討をしていただきました。このたびその検討委員会から、「浪江東中学校の校舎を改修した新たな学校の再開は、早ければ平成30年4月を目標とし、学校づくりについて保護者・地域住民とビジョンを共有し、諸条件の進捗状況を見極めた上で浪江町が最終的に判断すること」との考えが示されました。

教育委員会では、これを尊重しながら、子どもたちが安全な環境で安心して学べるよう、できる限りの条件整備に努めているところです。

国による避難指示の一部地区での解除と浪江町での小・中学校再開に時間的なズレが生じ、町民の皆さまや子どもたちにご迷惑をおかけすることを申し訳なく思います。

このことから、学校再開に先立って浪江町に戻るご家庭のお子さんの通学については、町立学校の再開までは近隣の自治体の学校に通学できるような体制を整え、必要な支援をすることを考えています。お子さん自身や保護者のお考えを聴きながらいねいに対応してまいりますので、早めに浪江町教育委員会にご相談ください。

また、小学校入学前のお子さんを受け入れる認定こども園について、本格的開園は平成30年4月を予定していますが、一時預かりなどについては、平成29年11月からの受け入れを想定して準備を進めています。このことについても教育委員会にご相談ください。

なお、浪江町での小・中学校再開や認定こども園開設の準備状況などについては、今後、広報なみえやタブレットなどを通じてお知らせしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 問い合わせ

## ■小・中学校に関すること

教育委員会事務局 学校教育係

TEL 0243-62-0301

## ■認定こども園に関すること

教育委員会事務局 子育て支援係

TEL 0240-34-0252

## 浪江町HP「つながろう なみえ」から

## 新しい浪江町をつくるスタートの日

3月31日(金) 午前0時、浪江町の一部で避難指示が解除されました。6年間に及ぶ全町強制避難が終了し、町の本当の復興がこれから始まります。

当日の浪江町の出は午前5時24分。震災後に新設された町営大平山霊園に、町長はじめ30人ほどの町民有志が集い、雲の向こうに昇る朝日にまちの復興を祈願しました。

その後、霊園内に先月完成した慰霊碑に黙とうを捧げ、東日本大震災で犠牲となった方々のご冥福をお祈りするとともに、ご霊前に一部避難指示解除をご報告しました。

町土の8割を占める帰還困難区域で避難指示が残る限り、浪江町は「帰町宣言」を行いません。

一足先に解除された地域が浪江の復興をけん引し、町土全体をふるさととして取り戻す日を全力で目指してまいります。



## 避難指示解除後も通行証は必要です（帰還困難区域を通過する場合）

3月27日HP更新

避難指示解除準備区域および居住制限区域については、平成29年3月31日に避難指示が解除されますが、立ち入りの際に帰還困難区域を通過する場合は引き続き通行許可証が必要です。

## 通行許可証の種類

1. 臨時通行証…浪江町民でない方やレンタカーで立ち入りされる方
2. 浪江町通行証…避難指示解除準備区域または居住制限区域の町民の方
3. 浪江町通行証(帰還困難区域居住者向け)…帰還困難区域の町民の方

※上記の通行許可証では、帰還困難区域を通過することのみ可能となります。帰還困難区域内でお墓参りなど活動される場合は別の手続きが必要です。

## 【申請書の提出先】

浪江町役場本庁舎の帰町準備室帰町支援係、二本松事務所の生活支援課、各出張所

問い合わせ

帰町準備室 帰町支援係

TEL 0240-34-2111、0240-34-0222



## 双葉町からのお知らせ

### 平成29年度一時立入りのお知らせ

3月30日HP更新

町内への一時立入りについて、次のとおり実施します。

案内文書は、各世帯の代表者の方にコールセンターから送付されますので、ご確認ください。

今年度の一時立入りは、1世帯当たり、バスでの立入り含めて年間最大で30回の立入りが可能です。なお、水曜日と木曜日は立入休止日となっています。

※次の事項が昨年度から変更されていますのでご注意ください。

●コールセンターの電話番号が変わりました。

●マイカーを利用した立入りについては、毛萱・波倉スクリーニング場での当日受け付けが可能になりました(お盆やお彼岸は除きます)。受付時間などに注意してください。

※昨年度から引き続きご注意いただきたい点

月曜日、火曜日の立入りについては中継基地が【毛萱・波倉スクリーニング場】【高津戸スクリーニング場】【加倉スクリーニング場】【津島活性化センタースクリーニング場】の4カ所に限定されます。

案内文書の発送が上期(4月～9月)、下期(10月～3月)に分かれ年2回の発送となります。併せてマイカー立入りの決定通知(通行証・立入名簿など)の郵送が無くなり、通行証の受け取りが各中継基地となりました。

#### 一時立入りコールセンターについて

一時立入りを希望する世帯の方は、コールセンターへ電話をして実施日の中から都合の良い日程をお伝えください。

コールセンター受付電話番号  **0120-220-788**

予約受付時間 平日 午前8時～午後8時

土日・祝日 午前8時～午後5時

- バス立入りは必ず各月のバス立入り初日の1カ月前までに予約をお願いします。
- コールセンターへ受け付けの際、案内文書に記載されている「問い合わせ番号」を伝えていただくスムーズに受け付けが行われます。ご活用ください。
- 通行証を発行するため、受け付けする中継基地名、立入り車両情報(ナンバー、車種、色)、立入り人数、帯同業者の有無、立入る場所などの確認があります。
- スケジュールや最新の予約状況は、専用ホームページで確認できます。

<http://www.ichijitachiiri.com/>

※ 通行証の準備がありますので、立入りをする時は必ず前日までにコールセンターへ予約してください。予約がない方の立入りは認められません。

※ 当日受け付けは、毛萱・波倉スクリーニング場でのみ午前9時～正午の間で受け付けが可能です。お盆・お彼岸の時期は当日受け付けができません。

次ページへ続きます 

### 一時立入りの実施方法について

- 立入り車両台数は、1世帯につき1台となります。なお、引越業者などの帯同業者は最大2台まで立入りできます。
- 中継基地での受け付け開始は午前9時からです。5時間以内に中継基地に戻ってください。また、午前11時以降に中継基地で受け付けをした方は、午後4時までに中継基地に戻ってください。
- バスによる立入りの場合は、自宅またはバスを降りてから2時間を上限とします。
- 立入り人数は、安全確保の観点から2人以上で立入りをお願いします。

- ※ 立入り当日は、立入り者名簿(3枚複写式)、免許証など本人確認ができるものを忘れずにお持ちください。
- ※ 代理人(世帯主の家族以外の方)による立入りの場合は、世帯主からの委任状も忘れずにお持ちください。委任状は中継基地で提出してください。

### 避難指示解除準備区域に居住していた方の一時立入りについて

マイカーなどで両竹・中野・中浜地区(避難指示解除準備区域)へ立ち入る場合は、コールセンターへの申し込みは必要ありません。バスで立入りを希望する場合のみ申し込みください。

バス立入りの案内文書はこれまでの立入実績に基づき送付されます。案内文書を希望する場合はコールセンターまで連絡をお願いします。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5206

## 双葉町HP「町長の活動状況」から

### 悲しみに寄り添いながら町の復興を…東日本大震災 双葉町追悼式

3月11日

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故から6年を迎えた3月11日、いわき市ライフケア勿来会堂において東日本大震災双葉町追悼式が挙行され、遺族や関係者約80人が参列しました。

伊澤町長は、「大切なご家族を突然失われた悲しみに寄り添いながら、心の復興、町の復興の道を歩んでいきます。また、双葉町への帰還に向けた足取りを加速化、具現化し、町民の皆さんに双葉町が復興していく姿を実感していただけるよう、全力で取り組んでまいります」と式辞を述べました。



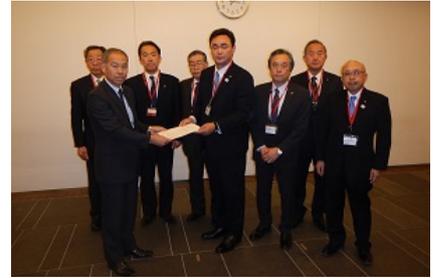
## 双葉町HP「町長の活動状況」から

### 着実な復興を…福島県原子力発電所所在町協議会、 双葉地方水道企業団が要望活動

3月28日

楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町の4町で組織する福島県原子力発電所所在町協議会で復興庁、環境省、経済産業省、厚生労働省に対し、福島第一原子力発電所事故からの復興政策を着実に進めるよう要望活動を実施した。

また、双葉地方水道企業団では、事業継続に向けた恒久的な財政支援と、水源となっている木戸ダム湖底にある放射性物質を含む汚泥の引き抜きの実施を求めました。



### 自分の行動に責任を…町立小学校卒業証書授与式、 ふたば幼稚園修了証書授与式

3月23日

町立学校体育館において双葉南、北小学校の卒業証書授与式が挙行されました。伊澤町長は、6人の卒業生にお祝いの言葉を述べるとともに「自分の行動に責任を持ち、周りの人の気持ちを考えることのできる立派な人に成長してください」と激励しました。

同日、ふたば幼稚園さくら組において修了証書授与式が挙行され、3人の園児に修了証書が手渡され、伊澤町長は「4月からは小学1年生です。今まで以上に友だちやお兄さん、お姉さんと仲良くしてください」とお祝いの言葉を述べました。



### 自ら考え判断する力を…双葉中学校卒業証書授与式

3月13日

双葉町立学校仮設校舎体育館において、第67回双葉中学校卒業証書授与式が挙行され、8人の卒業生に卒業証書が授与されました。

伊澤町長は、「双葉中学校で身に付けたことに自信を持って前向きに進み、さらにたくさんの経験を重ねるとともに自ら考え判断し、社会の抱える問題を克服できるように努力を続けてください」と祝辞を述べました。





## 富岡町からのお知らせ

### 避難指示解除にあたっての町長メッセージ

4月1日HP更新

町民の皆様、富岡町に関わる皆様、そして物心両面に亘りご支援を賜っております全国各地の皆様、先ほど平成29年4月1日午前0時をもって、富岡町の一部の避難指示が解除されました。

町総面積の約85パーセントの区域において避難指示が解除されたことは、我々のふるさとを取り戻す取り組みが新たなステージを向かえたことと私は捉えており、これまで我々の避難生活を支えてくださった皆様、そして、当町の復興・再生にご尽力いただいている皆様への感謝の気持ちを忘れず、ふるさとへの愛情を持って、これまで以上の懸命さで、当町の復興、再生に取り組んでいかなければならないと改めて決意したところです。

避難指示の解除をめぐることは、町内の放射線量や福島第一原子力発電所廃炉作業の状況へのご不安、町内生活環境が従前の状態まで回復していないことへのご不安などから、避難指示の解除は時期尚早であるのご意見を少なからずいただきました。

私としては、これ以上の避難指示の継続により、我々のふるさとを未来につなげていくことがより困難になるものと考え、また、一刻も早くふるさとでの生活を望む方々がおられることも認識し、議会とも相談のうえ、このたびの避難指示の解除について総合的に判断いたしました。当然のこと、避難指示の解除をもって帰町が強制されるものではありませんが、町といたしましては、町民の皆様お一人おひとりの多様な選択を尊重するとともに、富岡町に関わる全ての方々が、いつまでも富岡への関心と関わりを持ってくださるようにと願っております。

町内では、昨年10月に町立とみおか診療所が開所され、一昨日、原発事故避難地域では最大規模となる複合商業施設「さくらモールとみおか」も全館オープンいたしました。町内における災害公営住宅も本日から入居が開始され、いわきからの路線バス、町内循環バスも運行が開始されます。一方で、獣害対策や更なる生活環境の充実に向けた課題も山積しており、私は、これら課題に今後もしっかりと取り組み、生活環境の充実に努めるとともに、離れていても“ふるさと富岡”とつながる仕組みづくりにもしっかりと取り組んでまいります。

また、ふるさとを未来につなげていくためには、先人から引き継いでまいりました歴史と伝統を後世に伝え、引き継ぐことができるようすることも大事です。私は、これまで、町内に残された生活資料などの歴史的資料をはじめ震災遺産などについても、可能な限り収集、保存に努めてまいりました。今後、町内の伝統行事などの再開や、収集・保存に努めてまいりました資料等の公開により、富岡町の誇りを取り戻す取り組みと、震災、原発事故の風化を防ぐ取り組みも進めてまいります。

次ページへ続きます 

残念なことですが、本日以降も町内には帰還困難区域として避難指示が継続される区域が残されます。この区域には、人口の約三割の方々が居住されております。

私は、この区域の避難指示が解除されなければ富岡町の避難指示が真に解除されたとは言えないと考えており、帰還困難区域の再生に向けて除染をはじめ生活インフラの復旧・整備に最大限の努力を続けてまいりますので、皆様のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、震災、原発事故以来、避難をお引き受けいただくなど物心両面で、我々をお支えいただいております全国の皆様に、富岡町民を代表いたしまして、心より御礼を申し上げます。富岡町は、町民一人ひとりの考え、選択を尊重することとしており、様々なご事情などから今しばらく避難先で生活される方、避難先を生活の拠点とすると選択された方もおります。今後も、これまで同様、富岡町民を皆様のお仲間としてお受け入れくださるよう、改めて、お願いを申し上げます。

あと数日で、町内の桜も咲き始めます。

夜の森の桜は、今年も見事な姿を我々に見せてくれることでしょう。

私は、桜の逞しさに負けず、“ふるさと富岡”の復興・再生に引き続き取り組んでまいります。今後も、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、当町の一部区域の避難指示解除に際しての私からのメッセージといたします。

平成29年4月1日

富岡町長 宮本 皓一

## 富岡町公式Facebookから

### 町の早期復興・再生に向けて 平成29年度業務開始

4月3日、役場正庁において辞令交付式および町長訓示が行われ、役場の平成29年度業務がスタートしました。

宮本町長は「避難指示解除準備区域と居住制限区域における避難指示が解除され、われわれのふるさとを取り戻し、町の復興・再生に向かっていくための新しいステージを迎えました。

“町民の皆さまが安心して帰町できる環境整備”  
“町内活力の活性化” “町民のつながり維持、町外生活支援”を取組方針とし『心』と『ふるさと』の再生を加速化していきます」と訓示を述べました。

平成29年度も役場一丸となって業務にあたっていくますのでよろしくお願いいたします。



## 富岡町公式Facebookから

## 「さくらモールとみおか」 待望のグランドオープン

町が整備を進め、昨年11月から一部営業を開始していた富岡町複合商業施設「さくらモールとみおか」が、3月30日にグランドオープンしました。

オープンに先立って行われたセレモニーで宮本町長は、「富岡町のみならず双葉郡の買い物環境の拠点となり、にぎわいと交流の要として、双葉郡全域の復旧・復興を大きく後押しするものと確信しています」とあいさつ。

今回新たに出店する株式会社ヨークベニマルの大高善興代表取締役会長は「“富岡にベニマルがあってよかった”と言ってもらえるよう努力する」、同じく株式会社ツルハの鶴羽順代表取締役社長は「ドラッグストアも地域のライフラインの役割を果たす。少しでも生活の中に豊かさを提供したい」とそれぞれ決意を述べられました。

オープンした店内は、富岡町民はもちろんのこと、隣接する檜葉町、川内村などからの買い物客で活気に包まれました。



# ～三条市で不在者投票をする方へ～

## A 郡山市長選挙・郡山市議会議員補欠選挙

4月9日(日)告示 4月16日(日)投開票

## B 浪江町議会議員一般選挙

4月13日(木)告示 4月23日(日)投開票

不在者投票

- 期間 **A** 4月10日(月)～14日(金)  
**B** 4月14日(金)～21日(金)  
※15日(土)・16日(日)・22日(土)は投票できません。
- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局 (三条市役所三条庁舎3階)

### 手続方法

#### ①投票用紙一式を請求する。

避難元自治体の選挙管理委員会から届いた「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

**避難元自治体の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないように注意願います。**

請求してからは、避難元自治体の投票所で投票することができなくなる場合があります。

#### ②投票用紙一式を受け取る。

避難元自治体の選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」が郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。  
**投票ができなくなります。**

#### ③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を郵送する必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

## 4月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				6日	7日	8日
				ひばり休み 浜通り配布		
9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		
16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		

### 問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail [hibari\\_sanjo\\_nyh@yahoo.co.jp](mailto:hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp)

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

### 被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	
双葉町	0246-84-5200	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
富岡町	0120-33-6466	富岡町:富岡町役場本庁舎で業務一部再開
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

### 三条市に避難している 世帯数と人数(2017.4.5現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	26	60
原町区	5	8
南相馬市 計	32	69
浪江町	7	17
双葉町	3	6
富岡町	1	1
いわき市	1	5
郡山市	4	10
合計	47	107

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511